

8/26 13:30

別記第2号様式(第4条関係)

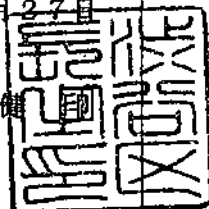
可否決定通知書

3 浜スオ収第18号

令和3年7月27日

金子 快之 殿

渋谷区長 長谷部 健



令和3年6月30日に請求のありました公文書の公開については、次のとおり決定しましたので、渋谷区情報公開条例(第9条第1項)の規定により通知します。

第9条第2項

1 公文書の件名	別紙のとおり
2 決定の区分	<input type="checkbox"/> 請求に応じます <input checked="" type="checkbox"/> 請求に一部応じます <input type="checkbox"/> 請求に応じられません 請求に応じられない部分：別紙のとおり
3 公開する日時・場所	この通知が届きましたら、8月3日以降のご都合の良い日時に下記所管課までご連絡ください。 来所の際は、この通知書を御持参の上、渋谷区役所5階情報公開コーナーへお越しください。 紙とデータによる回答になります。
4 請求に応じられない理由	別紙のとおり
5 情報公開条例第9条の3第2項の規定に該当する場合の公文書の公開をすることができる時期	年 月 日。ただし、公文書の公開を希望する場合は、同日以後新たに公開請求が必要となります。
6 所管課	スポーツ部オリンピック・パラリンピック推進課オリンピック・パラリンピック推進係 電話 03-3463-1849 内 4025 担当者 岩田

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、渋谷区長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、渋谷区を被告として(訴訟において渋谷区を代表する者は渋谷区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

公開請求の内容	公文書の件名	請求に応じられない部分	請求に応じられない理由		
NPO法人MERRY PROJECT に対する発注事業、物品購入、委託業務等について、業者選定の過程で、複数社から相見積もりを徴する等の方法で政策遂行上の経済性を検討した経緯が分かる資料 具体的には、起案書、見積依頼書、仕様書、それらに対して業者が提出した見積書など事業実施後の結果について実施報告書、検査報告書等の資料 対象期間：令和元年度～直近月まで	1	起案書	渋谷区文化プログラム事業実施原簿(平成31年度)		
	2		渋谷区文化プログラム事業実施原簿(令和2年度)		
	3	仕様書	渋谷区文化プログラム事業運営委託仕様書(平成31年度)		
	4		渋谷区文化プログラム事業運営委託仕様書(令和2年度 当初)		
	5		渋谷区パラリンピック文化プログラム・ウォールアートデザイン事業委託仕様書(令和2年度 変更後)		
	6		(契約変更) 渋谷区パラリンピック文化プログラム事業運営委託仕様書(令和2年度 変更後)		
	7		渋谷区パラリンピック文化プログラム事業運営委託仕様書(令和3年度)		
	8	見積書	渋谷区オリンピック・パラリンピック文化プログラム見積書(平成31年度)	見積もり詳細項目及び単価	見積もり項目詳細及び単価は、事業者独自の手法に関する記載であり、公開することにより不当に企業の競争上の利益を侵害する等の不利益を与えるおそれがあるため。(渋谷区情報公開条例第6条第3号ア)
	9		渋谷区パラリンピック文化プログラム事業運営委託見積書(令和2年度 当初)	法人代表理事の印影	法人代表理事の印影は偽造等のおそれがあり、公開することにより当該法人の権利利益を侵害するおそれがあるため。(渋谷区情報公開条例第6条3号ア該当)
	10		渋谷区パラリンピック文化プログラム・ウォールアートデザイン事業委託見積書(令和2年度 変更後)	法人代表理事の印影	法人代表理事の印影は偽造等のおそれがあり、公開することにより当該法人の権利利益を侵害するおそれがあるため。(渋谷区情報公開条例第6条3号ア該当)
	11		(契約変更) 渋谷区パラリンピック文化プログラム事業運営委託見積書(令和2年度 変更後)	見積もり詳細項目及び単価	見積もり項目詳細及び単価は、事業者独自の手法に関する記載であり、公開することにより不当に企業の競争上の利益を侵害する等の不利益を与えるおそれがあるため。(渋谷区情報公開条例第6条第3号ア)
	12		渋谷区パラリンピック文化プログラム事業運営委託見積書(令和3年度)	見積もり詳細項目及び単価	見積もり項目詳細及び単価は、事業者独自の手法に関する記載であり、公開することにより不当に企業の競争上の利益を侵害する等の不利益を与えるおそれがあるため。(渋谷区情報公開条例第6条第3号ア)
	13	特命随意契約	渋谷区文化プログラム事業に係る特命随意契約について(平成31年度)		
	14		渋谷区パラリンピック文化プログラム事業に係る特命随意契約について(令和2年度)		
	15		渋谷区パラリンピック文化プログラム事業に係る特命随意契約について(令和3年度)		
	16	実施報告書	渋谷区文化プログラム事業報告書について(令和元年度)	個人の写真の顔部分	個人の写真の顔部分は個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。(渋谷区情報公開条例6条2号該当)
	17		渋谷区文化プログラム事業報告書について(令和2年度)	個人の写真の顔部分	
	18		渋谷区文化プログラム事業報告書(daijobu PROJECT・メダルプロジェクト)について(令和2年度)	個人の写真の顔部分	
	19		渋谷区文化プログラム事業(メダルプロジェクト)報告書(令和2年度)		
	20		渋谷区文化プログラム事業(ウォールアート)報告書(令和2年度)		